



郡上市移住支援補助金 対象者チェックリスト



【申請者の要件】 → 次のいずれにも該当している方

- ☐ 本市に住民票を移した日の前5年間、市外に在住していた。
- ☐ 令和6年4月1日以降に市内に転入し、転入日における年齢が49歳以下である。
- ☐ 移住支援金の申請時において、市内への転入後1箇月以上経過している。
- ☐ 移住支援金の申請日から5年以上継続して市内に居住する意思がある。
- ☐ 市内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものである。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない。 ☐ 市税等の滞納がない。
- ☐ 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- ☐ 今後県や市が実施する移住定住施策（調査やインタビュー等）に協力する。

該当するか判断できない場合は、ご相談ください。

【申請者の就業の要件】 → (1) または (2) に該当する方

(1) 次のいずれにも該当する就業者

- ☐ 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人で雇用保険の適用事業主である。
(移住前の勤務先を変更せず、市外の法人に在籍し市内から通勤、又は県内でテレワークを行う場合を含む。)
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1ヶ月以上在職している。
- ☐ 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。
(移住前の勤務先を変更せず、市内から通勤、又は県内でテレワークを行う場合を含む。)
- ☐ 就業先の法人等が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条に規定する風俗営業等を営む者ではない。
- ☐ 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していない。

公務員は対象外です。

(2) 次のいずれにも該当する起業家

- ☐ 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしている。
(県外で法人登記又は個人事業の開業の届出をしている場合に、県内に事業所変更を行ったときを含む。)
- ☐ 移住支援金の交付申請時において当該事業を1箇月以上継続している。
- ☐ 起業する事業が、公序良俗に反する事業でない。
- ☐ 起業する事業が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条に規定する風俗営業等でない。

【世帯構成の要件】 → 申請者以外の世帯員が次のいずれにも該当している世帯

- ☐ 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた。
- ☐ 移住支援金の申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している。
- ☐ 申請者と同一の世帯に属している方のいずれかが、令和6年4月1日以降に市内に転入している。
- ☐ 申請者と同一の世帯に属している方のいずれかが、移住支援金の申請時に転入後1箇月以上経過している。
- ☐ 申請者と同一の世帯に属している方がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない。

◆申請書類に必要な書類◆

- ☐ 移住支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 移住先における就業先の就業証明書（様式第2号）
- ☐ 起業家は、事業の実施計画が確認できる書類、営業証明書、開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類
- ☐ 申請者の写真付身分証明書、又は本人確認できる書類の写し
- ☐ Uターン加算対象者は、中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ☐ 移住先（現住所）の住民票の写し（移住した世帯全員分）※1
- ☐ 移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し※2
※1 世帯の場合は全員の移住直前の居住地が確認できる書類
※2 申請者のみ、直前の5年間市外に在住していたことが確認できる書類が必要（直前の居住期間が5年未満の場合、さらに前の居住歴を証明できる書類の取り寄せが必要）



次の場合、支援補助金を返還いただくことになります。

- 居住、就業又は起業の実態が無いことが明らかになったとき。
- 移住支援金の交付申請の日から5年以内に市外へ転出したとき。
- 移住支援金の交付申請の日から1年以内に就業の要件を満たさなくなったとき。